

刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動支援補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、刈谷市中心市街地まちづくり基本計画に基づき、官民連携によるまちづくりを推進するため、地域のまちづくりに関する課題の解決等に資する活動を行う個人又は団体に対し交付する刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 主に市内で公益的な活動を行い、今後も引き続き市内で公益的な活動を行う予定の個人又は団体であること。

(2) 個人にあっては当該個人が、団体にあっては当該団体の構成員が、暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 刈谷駅周辺及び刈谷市駅周辺における都市機能誘導区域（刈谷市立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域をいう。）内で実施するもの

(2) 地域のまちづくりに関する課題の解決等に資するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 来街者の増加を目的とする事業

イ 回遊性及び滞在環境の向上を目的とする事業

ウ 継続的なにぎわいの創出を目的とする事業

エ 歴史及び文化に対する興味又は関心を高めることを目的とする事業

オ 刈谷駅周辺及び刈谷市駅周辺の区域に関する情報発信を目的とする事業

カ その他市長が適当と認めるもの

(3) 交付する補助金の額にかかわらず実施することができるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした事業

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業

(3) 事業の主たる効果が市外で生じる事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県、市町村等から交付を受け、又は受ける予定のある補助金等に係る費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

2 補助金の額は、補助対象事業について市がクラウドファンディング（インターネット等を通じて不特定多数の者から資金を調達する方法をいう。以下同じ。）により受けた寄附金の額からその募集に要する手数料等に相当する額を控除した額を限度とする。

(認定)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとするものは、市長が指定する期間内に、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助対象事業の認定を受けようとするものが団体の場合にあっては、当該団体の構成員及び活動の内容が分かるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき

は刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業認定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めたときは刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業認定却下通知書（様式第5号）により当該認定申請書を提出したものに通知するものとする。

（寄附金の募集）

第7条 市長は、前条第2項の規定により補助対象事業の認定をしたときは、寄附金の目標額及び募集を行う期間（以下「募集期間」という。）を定め、市が契約するクラウドファンディングを実施する事業者が運営するウェブサイト当該認定に係る補助対象事業（以下「認定事業」という。）の名称及び内容を掲載し、寄附金の募集を行うものとする。

2 市長は、募集期間を経過したときは、第5条第2項の規定により補助金の限度額を算出し、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動支援補助金交付限度額通知書（様式第6号。以下「交付限度額通知書」という。）を前条第2項の規定による認定を受けたもの（以下「認定者」という。）に通知するものとする。

（変更認定）

第8条 交付限度額通知書（補助金の限度額が0円のものを除く。以下同じ。）を受けた認定者は、認定事業に要する経費の額又はその内訳を変更しようとするときは、次条の規定により交付の申請をする日までに、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業変更認定申請書（様式第7号。以下「変更認定申請書」という。）に変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業変更認定通知書（様式第8号）により当該変更認定申請書を提出したものに通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 交付限度額通知書を受けた認定者は、補助対象事業を実施する年度の5月末日までに、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたものは、交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、完了の日から 30 日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、刈谷市クラウドファンディング活用型まちづくり活動事業実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１）収支決算書（様式第 11 号）
 - （２）補助対象経費の支払を証する書類
 - （３）補助対象事業の実施状況が分かる写真等
 - （４）その他市長が必要と認める書類
- （委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に募集期間を経過した補助対象事業であって、令和 10 年度に実施するものに係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

区分	主なもの
謝礼金	講師、出演者及び事業協力者への謝礼金
旅費	交通費及び宿泊費
消耗品費	資料、チラシの用紙代等
食糧費	景品としてのお菓子、飲料等（補助対象事業に不可欠なものに限る。）の代金
手数料	振込手数料、ごみ処理手数料等
印刷製本費	チラシ、冊子等の作成費
改修費	建物等の改修に要する経費

通信費	案内文書及び資料の郵送料等
広告宣伝費	看板の作成、設置費等
保険料	イベント保険料、損害賠償保険料等
使用料及び賃借料	会場等の使用料及び機材等の借上料
備品購入費	購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品（補助対象事業に不可欠なものに限る。）の購入費
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考

次の経費は、補助対象経費としない。

- （１）補助対象者（団体にあつては、当該団体の構成員）に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費
- （２）団体の運営に係る光熱水費その他の経常的な経費